市町村食育推進計画
作成の手引き

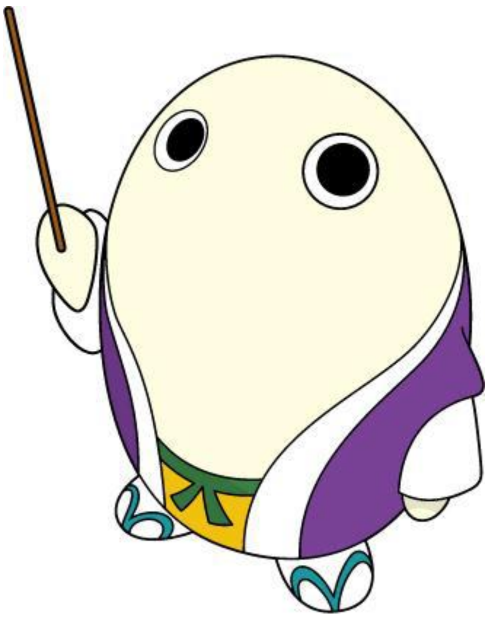

令和３年４月

（令和４年 12 月改定）

京都府農林水産部農政課

目　次

第１章　本手引きの活用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　市町村食育推進計画作成の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　１　関係規定及び目標

　２　市町村食育推進計画作成の効果

第３章　市町村食育推進計画の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　１　計画の位置付け

　２　計画作成までの流れ

　　(1)計画作成の担当部署の決定、検討体制づくり

　　(2)計画作成までのスケジュールの確認、共有

　　(3)計画作成に向けた情報収集、現状把握、課題整理

　　(4)地域の課題や特色を考慮した施策の展開を検討、骨子案作成

　　(5)数値目標の設定

　　(6)中間案の作成

　　(7)外部意見の聴取

　　(8)計画案の作成、決定、公表

　　(9)関連計画との関係（他の計画と一体的に作成する場合）

　３　計画の評価、見直し

【参考資料】

参考資料１「〇〇市食育推進計画作成スケジュール（例）」　・・・・・・・・・・・11

参考資料２「〇〇市食育関連事業整理表（例）」　・・・・・・・・・・・・・・・・12

参考資料３「〇〇市食育推進計画の骨子案（例）」　・・・・・・・・・・・・・・・13

参考資料４「〇〇市食育推進計画の構成（例）」　・・・・・・・・・・・・・・・・14

参考資料５「〇〇市食育推進計画ひな形（例）」　・・・・・・・・・・・・・・・・15

【その他】

関連通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

第１章　本手引きの活用について

平成 17 年に施行された食育基本法において、都道府県及び市町村は、食育推進計画を作成するよう努めなければならないと定められています。京都府では、地域で約 5,000 名の食育ボランティアが活動されるなど、様々な食育の取組が行われていますが、市町村における食育推進計画の作成率は、令和４年３月末現在、約７割であり、全国平均約９割を下回る状況です。

食育の推進に当たって、市町村は、地域の特性を生かした施策の立案、実施を担っています。地域住民をはじめ様々な主体へ食育の取組の方向性を具体的に示し、共有することは、健全な食生活の実践や地域づくりに向けて、それぞれの特性を生かして連携・協働しながら地域一体となって効果的に推進することに繋がるため、市町村食育推進計画を作成・実施することは重要です。

本手引きは、食育推進計画を作成・実施している市町村が増加し、効果的な食育が推進されることを目的に、平成 30 年９月 18 日付け 30 消安第 3138 号 農林水産省大臣官房長官（兼消費・安全局）・消費・安全局消費者行政・食育課長連名通知「市町村食育推進計画の作成・見直しに当たっての留意事項」を元に、計画作成に関する内容や手順等の参考を示したものです。

なお、本手引きはあくまで参考であり、すでに作成、公表された計画に影響を与えるものではありません。他計画の見直し、社会情勢の変化等を反映し、適宜見直しを行うこととします。京都府内の市町村における食育推進計画の作成及び地域特性を生かした食育推進の一助として活用いただけると幸いです。

図表１　都道府県別　管内市町村における食育推進計画の作成状況

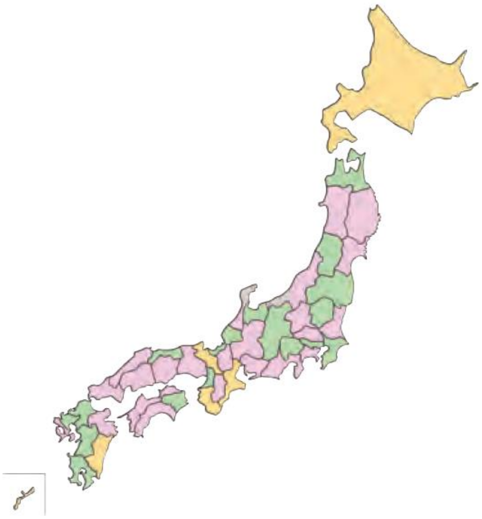

	作成割合	該当都道府県数
	100%	24
	75～100%未満	17
	50～ 75%未満	6

出典：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（令和４（2022）年３月末現在）
※作成割合とは、都道府県内の全市町村数に対する計画作成済市町村の割合

第２章　市町村食育推進計画作成の趣旨

１　関係規定及び目標

市町村食育推進計画については、食育基本法や第４次食育推進基本計画において、規定や目標が定められています。

【食育基本法】

第 18 条　市町村は、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(市町村食育推進計画)を作成するよう努めなければならない。

２　市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

【第４次食育推進基本計画　数値目標（令和３年度～令和７年度）】

推進計画を作成・実施している市町村の割合　100％

２　市町村食育推進計画作成の効果

(1) 地域の課題及び施策の方向性の明確化

食に関する各種データや関係者との意見交換等により課題を整理することで、重点的に実施すべき施策の方向性が見えてきます。また、地域の魅力を再確認し、地域への愛着を深める人づくりの視点、次世代へ繋ぐための持続可能な地域づくりの視点等も明確になります。

(2) 関係機関連携による、統合的、継続的な取組の推進

地域の食に関する現状や課題を把握し、関係機関と共有し連携して取り組むことで、統合的、継続的な取組が可能となります。

図表２　食育推進体制

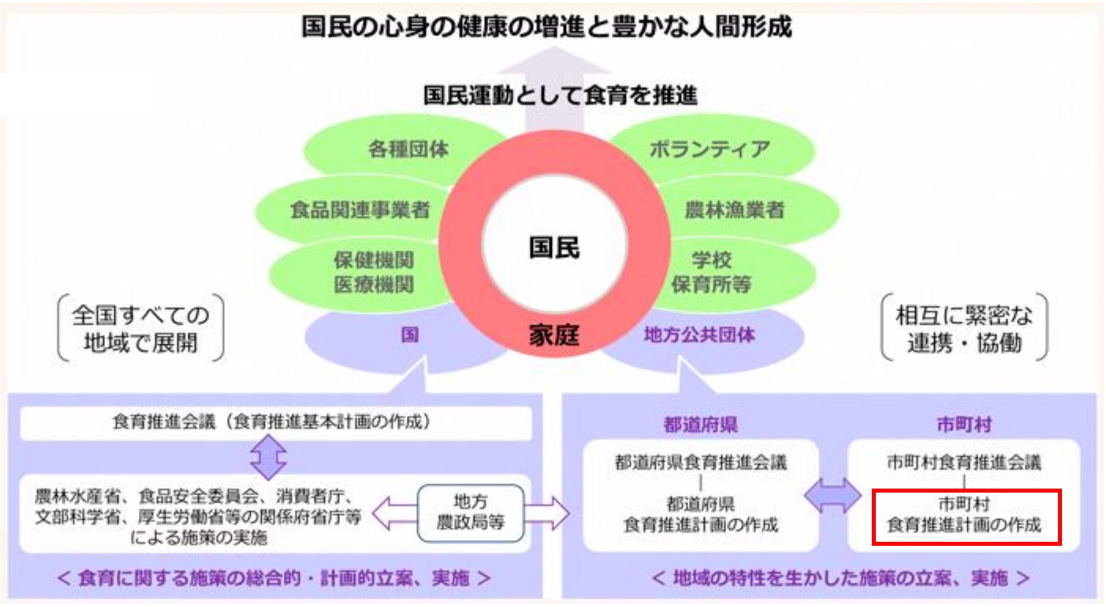

出典：農林水産省通知「市町村食育推進計画の作成・見直しに当たっての留意事項」

第３章　市町村食育推進計画の作成

１　市町村食育推進計画の位置付け

市町村食育推進計画は、食育単独で計画を作成する場合と、他の計画（健康増進計画、母子保健計画、地産地消促進計画等）と一体的に作成する場合があります。

未作成市町村においても、食育に関連する項目が含まれる他の計画がすでに作成されている場合が多いことから、他の食に関する計画の作成状況を確認し、作成・見直しに併せて市町村食育推進計画を作成することも一つの方法です。食育推進計画を単独の計画で作成するか、他の計画と一体的に作成するか、関係部署等と協議の上、方針を決めてください。

【市町村食育推進計画の位置付け（他の計画と一体的に作成する場合の注意点）】

- 健康増進計画、母子保健計画、地産地消促進計画等の他の計画と一体的に、当該市町村における地域の特性を生かした食育の推進に関する施策についての計画を作成している場合も、市町村食育推進計画に該当。ただし、地域住民をはじめ様々な関係者が市町村食育推進計画と認識し、作成された計画に基づき、食育の取組が推進されるよう、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として位置付けられている旨を明示する。

- 現行の市町村食育推進計画で明示されていない場合は、ホームページ上で補足したり、次期見直しの機会に追記すること。

- 市町村が作成する総合計画に食育を推進する旨のみ示されている場合や他の類似計画が存在するだけの場合は、関係者に市町村食育推進計画と認識されないため、該当しない。

出典：農林水産省通知「市町村食育推進計画の作成・見直しに当たっての留意事項」

図表３　作成市町村における食育推進計画の位置付け（全国）

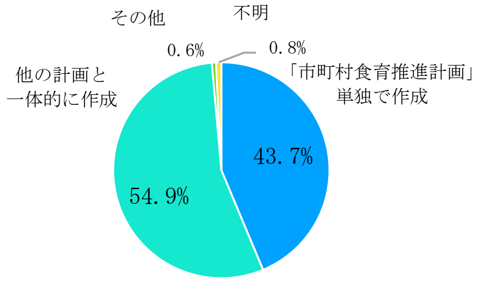

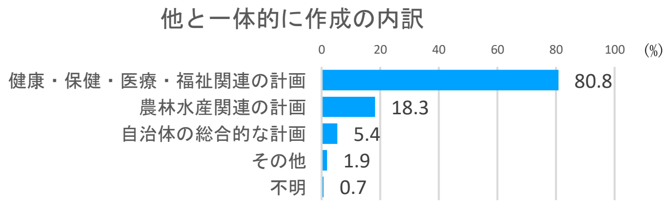

出典：農林水産省「食育推進計画調査報告書」（平成 29 年３月）
※食育推進計画を作成している市町村（n=1,321）が対象

作成市町村における食育推進計画の位置付け（京都府）

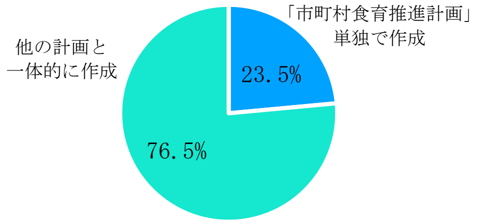

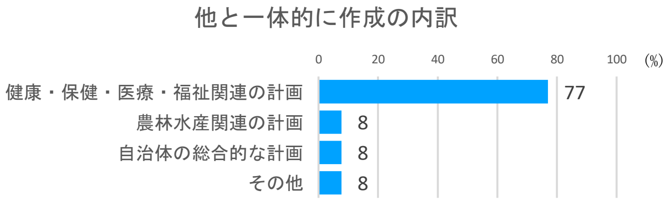

出典：農林水産省「令和３年度食育推進計画等に関する調査」
※食育推進計画を作成している府内市町村（n=17）が対象

２　市町村食育推進計画作成までの流れ

図表４　市町村食育推進計画作成までの流れ（例）

食育計画の位置付けを検討

↓

Step1　計画作成に向けた体制づくり

- 計画作成の担当部署の決定、検討体制づくり
- 計画作成までのスケジュールの確認、共有
- 計画作成に向けた情報収集、現状把握、課題整理

↓

Step2　骨子案、中間案の作成

- 地域の課題や特色を考慮した施策の展開を検討
  骨子案の作成
- 数値目標の設定
- 中間案の作成

↓

Step3　最終案の作成・公表

- 外部意見の聴取
- 最終案の作成、決定、公表

↓

計画の評価、見直し

Step1

計画作成に向けた体制づくり

(1) 計画作成の担当部署の決定、検討体制づくり

関係部署で構成する連携会議を設置する等、連携して計画を作成する体制づくりからはじめましょう

食育は、農林、保健、教育、産業等の各部署で取り組まれている場合が多く、計画作成時も同様に各部署の協力が必要です。関係部署と連携して計画作成を行うことで、食育推進のねらいや目標、取組を共有し、統合的、継続的に事業を推進できる等、計画作成後の事業を円滑に推進することにも繋がるため、関係部署で構成する連携会議等を設置してください。

(2) 計画作成までのスケジュールの確認、共有

作業スケジュールを作成し、共有しましょう

【参考資料１　○○市食育推進計画作成スケジュール（例）】

計画公表までに必要な手続きや作業のスケジュールを作成し、関係者と共有します。既存計画を確認し、規定の手続きを書き込むと参考になります。

(3) 計画作成に向けた情報収集、現状把握、課題整理

地域の課題や特性に応じた目標設定とするため、情報収集し、現状把握を行いましょう

【参考資料２　○○市食育関連事業整理表（例）】

ア　地域における食育の取組を把握

関係部署や地域の食育の取組状況を収集し、一覧にまとめます。関係部署が集まり、情報共有を行うことで、以後連携を図るのに有効です。

イ　食育に関するデータを把握

計画作成には地域の課題や特性に応じた具体的な目標設定が重要となることから、独自のアンケート調査を実施することを検討してください。

アンケート調査を行う際は、地域間比較（当該自治体と全国や京都府、広域振興局との比較、自治体の地区別比較等。比較したい対象を決定し、同じ指標で調査を行うとよいでしょう。）、経年比較、属性比較（性別、年齢別等）を行うことで、地域の特徴や目標設定が明確化します。

その他、関係部署で実施している食育に関する統計等のデータを収集、整理し、現状把握を行います。

既存のデータを調べる際は、各自治体の総合計画や健康増進計画、地産地消計画、教育計画等で食育関連項目や、国や京都府の各種調査報告を確認すると参考になります。（図表５）

Step2

骨子案、中間案の作成

(4) 地域の課題や特色を考慮した施策の展開を検討、骨子案の作成

集約した情報を基に、関係部署と協議の上、現状や社会情勢から課題を整理し、基本理念や基本方針、施策の展開等を検討しましょう
施策体系の整理ができたら骨子案を作成し、関係部署と協議しましょう

【参考資料３　〇〇市食育推進計画の骨子案（例）】

(3) で集約した情報を基に、課題や取組の関連付けを意識しながら基本理念や基本方針、施策の展開等を検討します。そして、計画の方向性等を確認するためのたたき台となる計画の骨子案を作成します。国や府、他の市町村の計画等を参考に、地域の課題や特色を計画に反映させてください。（図表６）

(5) 数値目標の設定

計画の実効性、有効性を把握するため、可能な限り、具体的な数値目標を設定しましょう

地域の実態に基づいた優先度の高い課題を目標とすることで、取組の実施状況や経年的な把握に役立ちます。計画の評価・見直しのためにも数値目標を掲げることは望ましいですが、「改善」「維持」等と記載する方法もあります。(3) で集約したデータを活用し、各自治体の総合計画、健康増進計画、地産地消計画、教育計画等で数値目標があれば兼用も検討してください。（図表７）

【目標設定のポイント】
〇目標値の設定の考え方
・これまでの実績に基づく設定
・国や府、他市町村等の値を参考に設定　※図表６参照
〇目標の種類を踏まえた設定を行う
・成果目標：朝食欠食率の低下、肥満者の割合の低下　など
・手段目標：食育イベント等の開催数　など
〇目標設定に当たっての留意点
・継続的なデータ収集の可否を確認する（評価段階でデータを収集できること）
・目標項目の出典、調査対象、算定方法等を確認する

(6) 中間案の作成

記載内容の方針や数値目標が定まったら、計画の構成を決めて中間案を作成しましょう

【参考資料４　〇〇市食育推進計画の構成（例）】
【参考資料５　〇〇市食育推進計画ひな形（例）】

計画の構成を決め、本文の作成を行います。各項目の文章をそれぞれの関係部署の担当者で分担して作成するのも一つの方法です。

最終案の作成・公表

(7) 外部意見の聴取

地域の有識者や実践者、パブリックコメント等により、意見を聴取し、計画に反映させましょう

(1)～(6)について、地域の有識者や実践者等から意見を得る機会を作るとよいでしょう。中間案の作成が容易になり、また地域の実態に応じた計画となることから、計画作成後の取組推進につながります。中間案は、各市町村の規定等に応じてパブリックコメントを実施してください。

【住民参画の手法の例】
市民や関係団体等、地域の様々な分野の方々から意見を得ることは、地域の食の実態把握や、具体的な取組の検討を行う上で有効です。

・計画作成組織に住民代表を加える
・健康づくり推進協議会等、既存の会議で意見を聞く
・アンケート等住民の意識調査を行う
・パブリックコメントを行う　等

(8) 最終案の作成、決定、公表

外部の意見を踏まえ、最終案を作成し、決定します。計画作成後は、速やかにその要旨を公表する必要があります

(7)の意見を踏まえ、最終案を作成し計画を決定します。なお、市町村食育推進計画を作成、変更したときは、速やかにその要旨を公表する必要があります（食育基本法第 18 条第 2 項）。公表の方法は関係者への通知の他、市町村ホームページへの掲載、報道機関への資料提供等様々です。計画の公表を通じて市町村が一体的に食育を推進できるよう広報してください。

(9) 関連計画との関係（他の計画と一体的に作成する場合）

関連する計画が既にある場合やこれから作成する場合は、食育推進計画と兼ねた計画作成も検討しましょう

※P. 3 市町村食育推進計画の位置付け（他の計画と一体的に作成する場合の注意点）参照

ア　他計画の確認、体制づくり

関連する計画（健康増進計画、地産地消計画等）と一体的に作成する場合は、計画作成部署と連携調整を密にし、スケジュールや作成体制、構成等を早い段階から確認してください。

イ　他計画における位置付け

健康増進計画、地産地消計画ともに、食育推進に関する施策が盛り込まれていれば、その計画の趣旨、計画の位置付けに食育推進計画である旨を明記し、公表することで、食育推進計画と位置付けることもできます。

ウ　計画への食育推進施策の盛り込み

計画本文への食育推進に関する施策の記載方法としては、「他計画の分野別施策に盛り込む」、「食育推進施策を別に章立てする」等の方法があります。

・「他計画の分野別施策に盛り込む」場合、健康増進関連では「栄養・食生活」、「健康づくり」等の項目の中で、食育推進に関する具体的な取組を盛り込む方法があります。地産地消関連では「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」で地方公共団体が講ずるべき施策の一つに掲げられている「地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等」の項目の中での盛り込みも考えられます。

・「食育推進施策を別に章立てする」場合、「健康増進」、「地産地消」とは別に設ける等、独立性の高い「食育に関する施策（食育推進計画）」として位置付ける方法もあります。

エ　体系整理と目標設定

他の計画と一体的に作成する場合も、単独で作成する場合と同様に現状把握、目標設定、中間案の作成、外部意見聴取を行い計画を作成します。

【地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の運用について（農林水産省　H23.3.29）】

○基本方針を勘案し、以下の施策から地域の実情に応じたものを内容に含めることが望ましい（第５の２）

・地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備（法§42）
・直売所等の利用による地域の農林水産物の利用の促進（法§43）
・学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進（法§44）
・地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保（法§45）
・地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等（法§46）
・人材の育成等（法§47）　　　・国民の理解と関心の増進（法§48）
・調査研究の実施等（法§49）　・多様な主体の連携等（法§50）

○区域の実情を踏まえ、地域の農林水産物利用促進の目標を明確に設定することが望ましい（第５の３）

・学校給食における地場産物(都道府県産)の使用割合に関する目標の達成に資するものを設定することが望ましい。

３　市町村食育推進計画の評価、見直し

作成した計画は、計画どおりに取組が実施されたか、どのような成果があったか等を確認し、次期計画に反映させることでより効果的な食育の推進を目指します。

また、数値目標を設定した場合は、評価は達成率を算出して定量的に行うことができます。作成した計画の評価は、計画期間の最終年度に行いますが、庁内外の多様な関係者（関係部署、地域の有識者や食育の取組の担い手等）が集まる会議を年に１回程度開催し、計画による取組状況の報告や関係者の意見を積極的に把握し、取組に反映させていくことも、食育の取組を継続的に推進するために重要です。

図表５　代表的な統計データ検索サイト、報告書

＜全般＞

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（総務省）
https://www.e-stat.go.jp/

日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイト。各府省が公表する統計データがまとめてあり、統計データ検索やリンク集の掲載等がある。

「京都府統計なび」（京都府）
http://www.pref.kyoto.jp/t-ptl/

京都府の統計情報が統計名で検索できるサイト

◎「食育に関する意識調査報告書」（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki.html

食育に対する国民の意識等を調査し、今後の食育推進施策の参考とする報告書。国の第４次食育推進基本計画の数値目標の根拠調査

＜農林水産関係＞

◎「わがマチ・わがムラ　グラフと統計でみる農林水産業」（農林水産省）
http://www.machimura.maff.go.jp/machi/map/map1.html

農林水産省の統計データの他、他省庁の統計データを利用して、都道府県や市町村別の農林水産業の状況等についてわかりやすくまとめたサイト

「食生活及び農林漁業体験に関する調査報告書」（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/taiken_tyosa/jissen-datesyu.html

食事バランスガイドの認知度及び参考度、食生活指針の実践度等について全国を対象に調査した報告書。農林漁業体験に関する項目は、令和２年度からは「食育に関する意識調査報告書」に統合

＜健康福祉関係＞

◎「健康長寿・データヘルス推進プロジェクト報告書」（京都府）
https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/kenkoujyumyoukoujyoutaisakujigyou-houkokusyo.html

京都府域の健康課題の明確化とエビデンスに基づく健康づくり施策の推進を目的に、府民の健康データを分析し、府域及び市町村別に健康課題及び重点施策をまとめた報告書

「平成28年京都府民健康・栄養調査報告書」（京都府）
https://www.pref.kyoto.jp/kentai/humineiyouchousa.html

身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査結果から構成され、国の健康日本２１策定の基礎調査と比較ができるとともに、京都府独自のデータを集計しまとめた報告書

＜教育関係＞

「全国学力・学習状況調査報告書」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/1347088.htm

児童生徒の学力や学習状況、生活習慣、朝食摂取状況等の報告書。国の第４次食育推進基本計画の数値目標の根拠調査

「学校給食栄養報告」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/eiyou/gaiyou/1296448.htm

学校給食における栄養内容、地元農林水産物の供給状況等の報告書。国の第４次食育推進基本計画の数値目標の根拠調査

※◎特に参考となる資料
※利用時は、各種利用規約等を遵守してご利用ください

図表６　国、京都府、府内市町村の計画

「食育基本法」（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrennhou.html

「国の食育推進基本計画」（農林水産省）

・第４次食育推進基本計画（令和３年度～令和７年度）
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrennhou.html

「京都府の食育推進計画」（京都府）

・第４次京都府食育推進計画（令和３年度～令和７年度）
http://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/suishin-plan.html

「京都府内市町村の食育推進計画」（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/shichoson/index.html

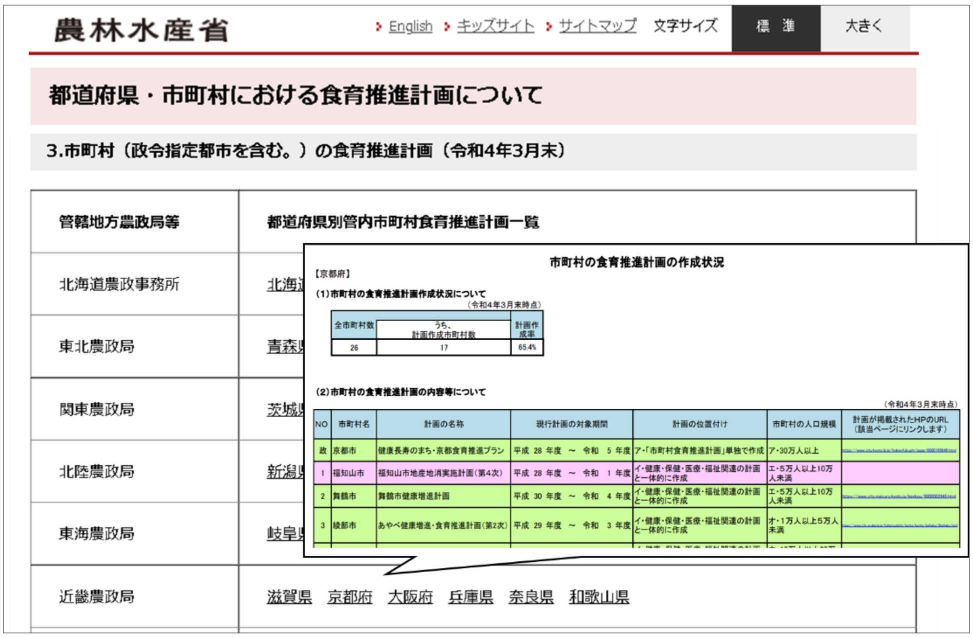

図表７　市町村食育推進計画において設定されている目標

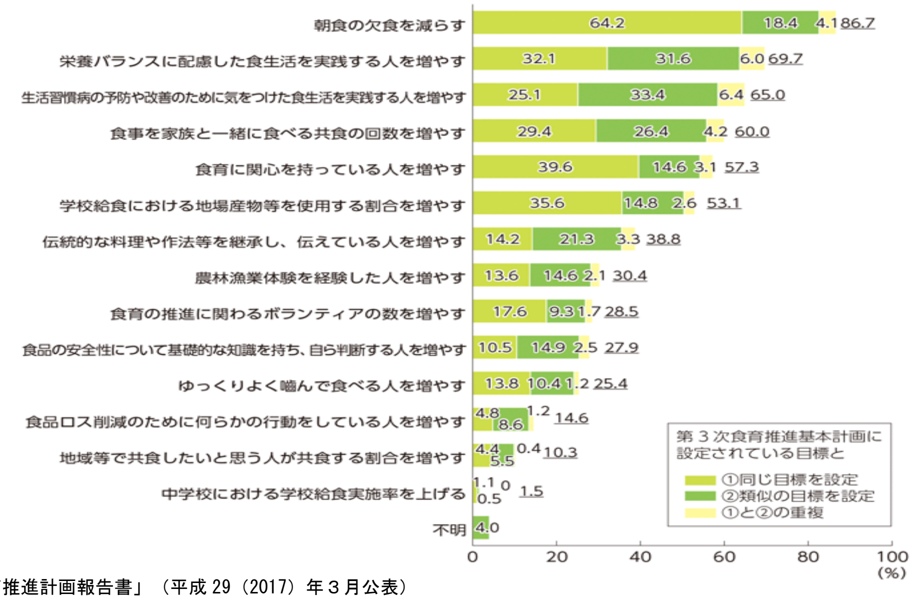

出典：農林水産省「食育推進計画報告書」（平成 29（2017）年３月公表）
※食育推進計画を作成している市町村が対象

参考資料１　○○市食育推進計画作成スケジュール（例）

年月	前年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
議会							（9月議会概要案報告）			（12月議会中間案報告）		（2月議会最終案報告）	
計画の進捗	計画の位置付け、検討体制、予算等の検討、情報収集（国、京都府、関係部署等）、実態調査の検討・実施、スケジュールの作成	⇔	現状把握、課題整理 ⇔			施策展開、構成案検討 ⇔		中間案検討 ⇔		パブリックコメント ⇔			公表
外部委員会		外部委員会設置 委員就任			現状の評価や課題を踏まえた計画の方向性の意見聴取	第１回外部委員会		第２回外部委員会 施策展開、構成案の意見聴取		第３回外部委員会 中間案に対する意見聴取		第４回外部委員会 最終案に対する意見聴取	
庁内連携会議		⇔ 随時（外部委員会開催前等）											⇔

参考資料2　〇〇市食育関連事業整理表（例）

No.	事業名	事業概要	実績	関連する計画	担当課
1	プレママプレパパ教室	保健センターにおいて、妊娠中の食生活に関する講義、調理実習等を行う。	年〇回	〇〇計画	保健課
2	離乳食教室	保健センターにおいて、離乳食の進め方に関する講義、調理実習等を行う。	年〇回	〇〇計画	保健課
3	乳幼児健診における栄養指導	保健センターにおいて、乳幼児の食事に関する集団・個別指導を行う。	年〇回	〇〇計画	保健課
4	子どもの歯の相談	保健センターにおいて、乳幼児等の歯科健診、食事のとり方の指導を行う。	年〇回	〇〇計画	保健課
5	子育てサークルにおける健康教育、栄養相談	地域の子育てサークルや子育て教室などにおいて、健康教育や栄養相談を行う。	年〇回	〇〇計画	保健課
6	食育体験教室	保健センター等において、子どもや保護者等を対象に調理実習などの体験型教室を行う。	年〇回	〇〇計画	保健課
7	栄養、健康づくり教室	保健センター等において、成人や高齢者を対象に健康寿命延伸に向けた食生活、健康づくりの講義や調理実習を行う。	年〇回	〇〇計画	保健課
8	介護予防教室	介護予防教室において、低栄養予防の食生活や口腔機能向上に関する講義や実習を行う。	年〇回	〇〇計画	保健課
9	食生活改善推進員活動支援事業	食育ボランティア団体である食生活改善推進員の養成や研修を行う。	年〇回	〇〇計画	保健課
10	給食だより、食育だよりの発行	給食だより、食育だよりを作成し、各家庭へ配布する。	年〇回	〇〇計画	保育課 学校教育課
11	１９日の食育の日の取組	１９日の食育の日に、食に関するこどもへの指導を行う。	年〇回	〇〇計画	保育課 学校教育課
12	給食への地場産物の提供	給食の献立に地場産物の提供と指導を行う。	年〇回	〇〇計画	保育課 学校教育課 農林振興課
13	食育活動の実施	各施設の食育計画に基づき、菜園活動、クッキング等の食育活動を行う。	年〇回	〇〇計画	保育課 学校教育課
14	給食関係者等の研修の実施	栄養士、調理師、養護教諭、給食担当等を対象に研修を実施する。	年〇回	〇〇計画	保育課 学校教育課
15	市民農園	市民農園において市民に農作業を提供する場を提供する。	年〇回	〇〇計画	農林振興課
16	農業祭	特産市、とれとれ市などで展示を行い、農業への理解を深めるイベントを開催する。	年〇回	〇〇計画	農林振興課
17	地産地消フェア	食フェアを開催し、地域農産物の販売を行い、市民にPRを行う。	年〇回	〇〇計画	農林振興課
18	地産地消料理教室	地産地消を推進する料理教室を開催し、地域農産物のPRを行う。	年〇回	〇〇計画	農林振興課
19	体験学習	市内小中学校において、学校教育課や農業者等と連携し、農作業体験の指導や出前授業を行う。	年〇回	〇〇計画	農林振興課
20	食育イベント	行政と食育関係団体が協力し、イベントにおいて食育の啓発を行う。	年〇回	〇〇計画	関係課
21	食育情報発信	広報やホームページなどで情報提供、食育の日や食育月間に啓発を行う。	年〇回	〇〇計画	関係課

参考資料3　○○市食育推進計画の骨子案（例）

○○市の現状と課題

現状と課題

・死因別死亡割合では、「悪性新生物」、「心疾患」、「脳血管疾患」の順で多く、全体の約5割
・成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養
・朝食欠食
・栄養バランスの偏り
　主食・主菜・副菜を組み合わせた食事、
　野菜摂取不足等
・学校給食での地場産物使用割合が低い
・食文化の継承

社会情勢

・少子高齢化
・単独世帯や共働き世帯の増加
・地域社会の活力低下
・食や食に関する情報の氾濫
・新しい生活様式・新たな日常への対応
・SDGsへの対応

○○市食育推進計画（案）

基本理念

「キャッチフレーズなど」
　住民一人ひとりが、食への関心を高め、食を通して豊かな人間形成や地域づくりを行い、全ての住民が生涯にわたり健康で心豊かな生活を送れる社会の実現を目指します。

基本方針

　多様な関係者との連携のもと、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進するとともに、新しい生活様式・新たな日常に対応した取組を推進します

基本施策

1　生涯にわたり健康な心身を育む食育の推進
2　地産地消や食文化継承を通じた食育の推進
3　次世代を担う子どもを育む食育の推進
4　新しい生活様式・新たな日常に対応した食育の推進

施策の展開

1　家庭における食育の推進
2　学校、保育所等における食育の推進
3　地域における食育の推進
4　生産者と消費者の交流促進、食文化の普及・継承
5　食育推進運動の展開

参考資料4　〇〇市食育推進計画の構成（例）

第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

はじめに

第1　食育の推進に関する施策についての基本的な方針
1　重点事項
2　基本的な取組方針

第2　食育の推進の目標に関する事項
1　目標の考え方
2　食育の推進に当たっての目標

第3　食育の総合的な促進に関する事項
1　家庭における食育の推進
2　学校、保育所等における食育の推進
3　地域における食育の推進
4　食育推進運動の展開
5　生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6　食文化の継承のための活動への支援等
7　食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4　食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
1　多様な関係者の連携・協働の強化
2　地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ
3　積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4　推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5　基本計画の見直し

第4次京都府食育推進計画（令和3年度～令和7年度）

はじめに

第1章　第4次京都府食育推進計画の基本的な考え方
1　計画策定の趣旨と計画期間
2　基本理念

第2章　食をめぐる現状と課題
1　社会の変化と食
2　人口推移等
3　健康、食生活
4　地域の食と食文化
5　新型コロナウイルス感染症による影響

第3章　第3次京都府食育推進計画の総括
1　第3次京都府食育推進計画の成果と課題
2　目標未達成の状況

第4章 第4次京都府食育推進計画の基本方針と施策の体系
1　第4次京都府食育推進計画の基本方針
2　第4次京都府食育推進計画の施策の体系

第5章 施策の展開
1　多様な主体による食育の推進
（1）家庭における食育の推進
（2）学校、保育所、幼稚園等における食育の推進
（3）地域における食育の推進
2　食育の効果的な推進のための取組
（1）食育への関心の向上
（2）新しい生活様式・新たな日常への対応

第6章 ライフステージに応じた施策の展開と関係者の役割

第7章 計画の目標
1　目標一覧
2　目標の考え方
3　推進体制・進行管理

〇〇市食育推進計画

はじめに

第1章　〇〇市食育推進計画の基本的な考え方
1　計画策定の趣旨
2　計画の位置付け
3　計画の期間
4　計画の策定体制

第2章　食をめぐる現状と課題
1　人口推移等
2　健康、食生活
3　食料生産と流通、食文化
4　食育活動の連携、体制整備

第3章　施策の展開
1　基本理念
2　基本方針
3　基本施策
4　施策の展開

第4章　計画の目標
1　目標一覧
2　推進体制・進行管理

〇 〇 市 食 育 推 進 計 画

令 和 〇 年 〇 月

〇　〇　市

はじめに

食は生きる上での基本であり、日々の食は自然の恩恵の上に成り立っていることから、食への感謝の気持ちを深めることは大切です。また、私たちにとって、食事は、家族や友人などとのコミュニケーションを通じて、健康な食生活の実現とともに、生きる喜びや楽しみをも作りあげてくれるものです。

〇〇市は、豊かな自然環境を生かし、新鮮でおいしい食材や地域に根付いた食文化があります。〇〇市では、食を通じた健康づくりの取組をはじめ、親子対象の農作業体験や郷土料理の料理教室等、関係者が連携し、様々な食育の取組が広がってきています。

これより、〇〇市では、このような食育の取組をより一層効果的に推進するため、この度「〇〇市食育推進計画」を策定し、地域一体となった食育の取組を進めることといたしました。

食育は、家庭はもとより、学校や地域など生活の様々な場面において、全ての皆さんに参加していただき、実践していただくことが重要であることから、計画の実現に向けて、〇〇市の皆さんと一緒に食育の推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和〇年〇月

〇〇市長　〇〇〇〇

目　　次

第１章　〇〇市食育推進計画の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・

１　計画策定の趣旨

２　計画の位置付け

３　計画の期間

４　計画の策定体制

第２章　食をめぐる現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１　人口推移等

２　健康、食生活

３　食料生産と流通、食文化

４　食に関するボランティアの状況

第３章　施策の展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１　基本理念

２　基本方針

３　基本施策

４　施策の展開

第４章　計画の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１　目標一覧

２　推進体制・進行管理

第１章　〇〇市食育推進計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

食は命の源であり、私たち人間が生きていくために欠かせないものです。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、生きる喜びや楽しみであり、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与します。食は、社会と密接に関係しており、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、新しい生活様式・新たな日常への対応が求められる等、社会情勢は大きく変化しています。その他、食への関心が薄れるとともに、生活習慣病の増加、子供や若い世代の朝食欠食、共食の機会の減少等の課題や、食料の安定供給の確保、食べ物と生産現場のつながり、食文化の継承等、食に関する課題が存在します。

このような食をめぐる環境の変化に伴い、国は食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 17 年に「食育基本法」を制定し、令和３年に「第４次食育推進基本計画」を作成しました。また、京都府では、令和３年に「第４次京都府食育推進基本計画」を作成し、京都府内の食育を総合的に進めることとしています。

〇〇市においても、他の地域と同様に食生活の変化に伴う様々な課題が見られますが、〇〇市内には新鮮でおいしい食材や、その食材を生かした郷土料理や特色ある食文化が育まれるとともに、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係を築きやすい等、食育を行う上で恵まれた環境にあります。このような背景を踏まえ、〇〇市においても国や京都府等と連携を行い、より効果的な食育の取組を推進するため、「〇〇市食育推進計画」を策定します。

２　計画の位置付け

本計画は、食育基本法第 18 条に規定する市町村食育推進計画に位置付けられるものです。また、「〇〇市総合計画」を上位計画とし、「〇〇市計画」など、関連する各種計画と連動を図り、地域の特性に応じた食育の取組が推進されるための計画とします。

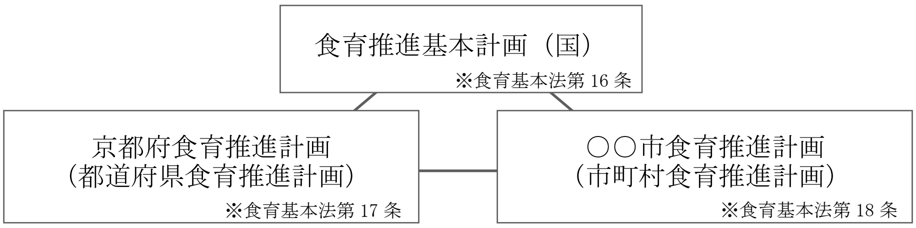

３　計画の期間

本計画の期間は、令和〇年度から令和〇年度までの５年間とします。また、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しと合わせ、必要に応じて見直しを行います。

４　計画の策定体制

計画の策定に当たっては、「〇〇市食育推進本部」において情報収集及び課題分析、取組の方向性を検討するとともに、「〇〇市食育推進協議会」の設置や「パブリックコメント」の実施により、幅広く住民や関係者の意見を聴取し、反映に努めました。

第２章　食をめぐる現状と課題

１　人口推移等

（１）人口構造

総人口は、約〇人で、平成〇年から減少傾向となっています。人口構造は、年少人口（０～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が減少している一方、老年人口（65 歳以上）は年々増加しており、前期高齢者（65～74 歳）は〇%、後期高齢者（75 歳以上）は〇%、高齢化率〇%で京都府〇%を上回っています。

出典例「国勢調査」
参考資料「京都府統計なび」

（２）人口動態

出生数は、約〇人で、平成〇年から令和〇年の５年間で約〇人減少しており、合計特殊出生率は〇となっています。死亡数の推移は、死亡数が出生数を上回り、自然動態は減少傾向です。全国、京都府と比較すると、出生率は低く、死亡率は高くなっています。

出典例「人口動態統計」
参考資料「京都府統計なび」

２　健康・食生活

（１）平均寿命と健康寿命

平均寿命は男性〇歳、女性〇歳、健康寿命は男性〇歳、女性〇歳となっており、男性、女性ともに全国、京都府より長くなっています。

出典例「国保データベース（KDB）」
参考資料「健康長寿・データヘルス推進プロジェクト報告書」

（２）疾病状況

死因別死亡割合では、「悪性新生物」が〇%と最も高く、次いで「心疾患」が〇%、「脳血管疾患」が〇%となっており、京都府と同様の傾向が見られます。

標準化死亡比(SMR)では、全国（100）と比較して、男性は腎不全〇、心不全〇、肝がん〇、肺がん〇、女性は心不全〇で死因が高くなっています。平成〇年と比較し〇が増加し、全国と比較しても明らかに増加しています。

特定健診受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者の割合は年々増加傾向にあるものの京都府平均より低く、予備群の男性の割合は微増しており京都府平均を上回っています。

出典例「死因別死亡割合：人口動態統計」
　　　「標準化死亡比(SMR)：人口動態統計」
　　　「メタボリックシンドローム該当者・予備群：特定健診・特定保健指導法定報告」
参考資料「健康長寿・データヘルス推進プロジェクト報告書」
　　　「政府統計の総合窓口（e-Stat）」「京都府統計なび」

（３）肥満とやせ

肥満の割合は、男性 40 歳代で○%と高く、平成○年と比較し増加しています。やせの割合は、女性 20 歳代で○%と高くなっています。小中学生では、小学生の男子○%、女子○%が肥満傾向（肥満度 20%以上）であり、中学生の女子では○%がやせ傾向（肥満度-20%以下）となっています。低栄養傾向（BMI20 以下）の高齢者は、○%で前期高齢者から後期高齢者にかけて増加傾向にあります。

出典例「市民の食育に関するアンケート調査結果、健診結果等」

（４）健康に配慮した食生活

朝食の摂取状況は、朝食をほとんど毎日食べる割合は、男女ともに小中学生と年齢が上がるにつれて低下し、特に男性の 20 歳代○%、30 歳代○%と低くなっています。

主食・主菜・副菜をそろえた食事を１日２回以上とる割合は、ほとんど毎日が○%で半数以下となっています。

野菜の摂取状況（野菜をたっぷり使った料理を１日２回以上食べる割合）は、20代、30 代は少なく、年齢が上がるにつれて割合は高くなっています。

出典例「市民の食育に関するアンケート調査結果等」

３　食料生産と流通、食文化

（１）農業従事者の状況

農業就業人口は、直近 10 年で○割減少していますが、新規就農、就業者は令和○年は○名と増加しています。農家の高齢化もあるなか、農業、農村の維持、発展に向けて、担い手の確保、育成や農業生産性の向上等が必要です。

参考資料「わがマチ・わがムラ　グラフと統計でみる農林水産業」（農林水産省）

（２）農業産出額

令和○年○円で、内訳は米○%、野菜○%、肉用牛○%となっています。

参考資料「わがマチ・わがムラ　グラフと統計でみる農林水産業」（農林水産省）

（３）農産物生産面積、海面漁業漁獲量

京都府と比較して水稲、野菜の生産割合が高く、○○や○○が多い特徴があります。○○は増加傾向で、平成○年から○割増加しています。漁業生産量は、令和○年○トンで、構成比は海面漁業○%、内水面漁業○％、海面養殖業○%、内水面養殖業○％となっています。魚種別漁獲量は、○類が○%を占めています。

参考資料「わがマチ・わがムラ　グラフと統計でみる農林水産業」（農林水産省）

（４）直売所

〇〇市に〇カ所あり、地域の農林水産物の利用促進や生産者と消費者の交流の場となっています。

出典例「〇〇市農林振興課調べ」

（５）学校給食等

学校給食における地場産物の使用割合は〇%となっています。また、毎月１９日の食育の日には、地場産物を使用した献立を提供しています。

出典例「〇〇市教育委員会調べ」

（６）地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進

農林漁業体験に参加したことのある世帯の割合は〇%となっています。

出典例「〇〇市農林振興課調べ」

（７）食文化の伝承

食文化（郷土料理や行事食）を知っている割合は〇%であり、若い世代ほど認知度が低い傾向があります。和食の料理を使う際に使用するだしについて、市販の即席だしを使う割合は、昆布、かつお、煮干し等からだしをとる割合と比較して〇%と高い結果となりました。

出典例「市民の食育に関するアンケート調査結果等」

４　食に関するボランティアの状況

食育ボランティア団体である〇〇市食生活改善推進員連絡協議会は会員〇名で、望ましい食生活の実践や食文化の伝承等の活動を地域で展開しています。
その他、〇〇（農業ボランティア団体）等、地域で様々な団体が活動されています。

出典例「〇〇市保健課、農林振興課調べ」

第３章　施策の展開

※各市町村の状況に応じて記載して下さい

１　基本理念

「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

住民一人ひとりが、食への関心を高め、食を通して豊かな人間形成や地域づくりを行い、全ての住民が生涯にわたり健康で心豊かな生活を送れる社会の実現を目指します。

２　基本方針

多様な関係者との連携のもと、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進するとともに、新しい生活様式・新たな日常に対応した取組を推進します。

３　基本施策

○○市では、４つの基本施策を基に地域住民や関係者が連携して取組を推進します。

（１）生涯にわたり健康な心身を育む食育の推進

朝食の欠食や、脂質の過剰摂取や野菜不足等の栄養の偏りは、生活習慣病の危険因子と言われています。食は、健康な身体と心を育む基本であり、乳幼児期から健全な食習慣を実践することは生涯にわたる健康づくりの基盤となります。

○○市は、全ライフステージにおいて住民一人ひとりが食の正しい知識と選ぶ力を身に着け、実践につながる取組を推進します。また、関係機関の連携を通した幅広い活動の展開に努め、生活習慣病の発症及び重症化予防も視野に入れ取り組みます。

（２）地産地消や食文化継承を通じた食育の推進

○○市は、豊かな自然に恵まれ、新鮮でおいしい食材や、その食材を生かした郷土料理や特色ある食文化が育まれるとともに、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係を築きやすい特徴を持った地域です。

○○市は、生産者と消費者との交流を促進し、両者の相互理解を深める中で地産地消を推進します。各種農作業体験や保育所・学校給食等での地場産物や郷土料理の提供を通して、子どもの頃から地域の農林水産業や地産地消の重要性、地域の食文化、食への感謝の気持ちを学ぶ機会を提供します。

（３）次世代を担う子供を育む食育の推進

食育は、食育は全ライフステージにおいて重要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎となるものとして重要です。

○○市においても、学校教育活動の中で食に関する指導などを進めるとともに、家庭や地域、関係機関と連携し、健全な食生活を実践できる能力が培われるよう取組を行います。

（４）新しい生活様式・新たな日常に対応した食育の推進

新型コロナウイルス感染症の世界な流行を受け、感染拡大予防の観点を日常生活に定着させることが求められています。

○○市では、新たな日常の中でも継続して食育を推進するために、ICT ツールを効果的に活用するとともに、改めて食の大切さが再認識されるよう情報発信を行います。

４　施策の展開

（１）家庭における食育の推進

ア　妊産婦や乳幼児への食の指導の充実

・妊婦とその夫を対象とした講座「プレパパママ食育講座」の開催
・乳幼児健診や離乳食教室での栄養相談・指導
・子どもの歯の相談における食の指導
・子育てサークルにおける健康教育、栄養相談

イ　子どもへの基本的な生活習慣形成への取組

・親子料理教室、食育セミナーの開催
・家庭、学校、地域等が連携した、朝食摂取の取組
・学校、保育所、幼稚園等における体系的、継続的な食の指導
・市内小中学校等への啓発リーフレットの配布

ウ　青・壮年期への生活習慣病予防のための取組

・健診結果報告会による食の指導
・生活習慣病発症予防・重症化予防のための栄養相談・教室の開催
・野菜を食べようキャンペーンの開催
・成人お祝い会記念冊子による食の啓発
・市ホームページを通じた啓発

エ　高齢者への低栄養予防の取組

・低栄養リスク者を対象とした低栄養予防のための食や運動、お口の教室の開催
・低栄養予防に関するリーフレットや市ホームページを通じた啓発
・介護予防「栄養改善」の取組

（２）学校、保育所等における食育の推進

ア　学校における食育の推進

・学校給食関係者、教職員対象の研修の実施等、食に関する指導体制の充実
・食に関する指導に係る全体計画の作成、共有
・地域と連携した農作業体験、調理実習の実施
・地場産物や食文化への理解が深まる、学校給食の提供と指導の充実
・肥満ややせ、食物アレルギー等の指導を通した、望ましい食習慣形成への指導
・給食だより、学校給食試食会等を通じた家庭や地域の連携
・ＰＴＡ研修、 ＰＴＡ広報等を通した望ましい食習慣の啓発

イ　保育所等における食育の推進

・給食担当職員等を対象とした研修の実施
・関係者連携による食育の推進
・乳幼児の成長・発達に応じた食事の提供、食育の実施
・食事提供の場や菜園活動を通した、食べ物への興味や関心を高める取組
・給食だより、給食参観、試食会、食事の実物展示を通じた保護者への啓発
・保育所や家庭、地域が連携した食育の推進
・保育所や地域子育て支援センターにおける支援の実施

（３）地域における食育の推進

ア　健康寿命延伸につながる食育の取組

・健診結果報告会による食の指導（再掲）
・生活習慣病発症予防・重症化予防のための栄養相談・教室の開催（再掲）
・健康づくりポイント事業における食の取組の充実
・食品関連事業者との包括連携協定による食育の取組
・外食の栄養成分表示等の促進

イ　職場等における食育の推進

・食育関連情報の提供
・健診結果に基づく食生活の管理

ウ　〇〇市食生活改善推進員連絡協議会による実践

・食生活改善推進員養成講座の定期的な開催
・食生活改善推進員対象の研修会の開催
・食生活改善推進員への伝達講習及び地域での活動支援
・食生活改善推進による、地域の子供を対象とした親子料理教室や郷土料理の教室、高齢者を対象とした低栄養予防の料理教室の開催

（４）生産者と消費者の交流促進、食文化の普及・継承

ア　地産地消による地元産食材の利用促進

・直売所、各種イベントにおける地元産食材、郷土料理、行事食の PR や販売
・産地見学会の開催
・食農ボランティアによる農作業体験の実施
・地曳網体験等、農林漁業体験の実施
・保育所、学校給食における地場産物の提供
・食品ロス削減に関する取組の推進
・パンフレットやホームページ等による情報発信

イ　食文化の普及、継承に向けた食育の推進

・直売所、各種イベントにおける地元産食材、郷土料理、行事食の PR や販売（再掲）
・保育所、学校給食における郷土料理や行事食の提供
・食生活改善推進員等、食育ボランティアによる郷土料理、行事食の啓発
・パンフレットやホームページ等による情報発信

（５）食育推進運動の展開

ア　毎年６月「食育月間」、毎月１９日「食育の日」における取組の充実

・毎年６月「食育月間」における、関係団体が連携した食のイベントの実施
・毎月１９日「食育の日」に合わせた、食の情報発信
・保育所、学校給食における重点的な食の取組

イ　地域が一体となった食育の推進、協力体制の確立

・食育キャッチフレーズの設定
・食育ロゴマークの活用
・広報紙やホームページ等による情報発信、食育活動の紹介

第４章　計画の目標

１　目標一覧

	項　目	現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)	把握方法
1	食育に関心を持っている市民の割合	○%	○%	○○調査
2	朝食を毎日食べる小中学生の割合	○%	○%	○○調査
3	朝食を欠食する 20 代、30 代の割合	○%	○%	○○調査
4	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を １日２回以上ほぼ毎日食べる者の割合	○%	○%	○○調査
5	野菜摂取量の平均値	○g	350g 以上	○○調査
6	食塩摂取量の平均値	○g	8g 以下	○○調査
7	肥満者の割合	○%	○%	○○調査
8	給食担当者研修会の開催	○回/年	○回/年	○○課調べ
9	学校給食における地場産物を使用する割合	○%	充実	○○調査
10	学校給食における郷土料理を提供する回数	○回/年	充実	○○課調べ
11	○○市食生活改善推進員連絡協議会養成 講座の回数	○回/年	○回/年	○○課調べ
12	農林漁業体験を経験した市民の割合	○%	○%	○○課調べ
13	郷土料理を継承、伝承する市民の割合	○%	増加	○○調査
14	SNS 等による情報発信の回数	○回/年	○回/年	○○課調べ
…	…	…	…	…

２　推進体制、進行管理

（１）食育推進本部の設置、運営

- 食育の推進を総合的かつ計画的に推進するため、庁内に○○を本部長として関係部局で構成する「○○市食育推進本部」を設置します。
- 推進本部は、食育の推進に関する基本的な事項や関係事務局における具体的な施策に関する推進方法、目標等についての意思決定を行うとともに、毎年開催し、計画の進捗確認、評価を行います。

（２）食育推進協議会の設置

- ○○市の食育に関する施策の策定や実施に関し、意見・要望等を把握し、行政施策に反映させることを目的に、食育に関する知識や経験を持つ方で構成する「○○市食育推進協議会」を設置します。

【関連通知】

1）市町村食育推進計画の作成・見直しの支援について　市町村食育推進計画の作成・見直しに当たっての留意事項
（平成30年９月18日付け30消安第3138号　農林水産省大臣官房参事官（兼消費・安全局）・消費・安全局消費者行政・食育課長連名通知）
2）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促関する法律の運用について
（平成23年3月29日付け22総合第1741号、22生産第10759号、22農振第2106号、国都開第10号及び一部改正平成23年8月31日付け23生産第4304号連名通知）

【参考資料】

1）地域の特性を生かした市町村食育推進計画づくりのすすめ
（平成 20 年５月　内閣府食育推進室）
2）つながる、ひろがる食育の環　～継続的・効果的な食育推進のために～
食育推進に関する市町村の実践事例調査報告書
（平成 25 年３月　内閣府食育推進室）
3）食育推進計画調査報告書
（平成 29 年３月　農林水産省）
4）沖縄県市町村食育推進計画作成の手引き
（平成 30 年 11 月　沖縄県保健医療部健康長寿課）
5）北海道市町村食育推進計画作成の手引き
（平成 29 年５月　北海道農政部食の安全推進局食品政策課）